

法教育

ニュース

2013年 4月

No. 2

発行：愛知県弁護士会法教育委員会

平成24年度の出前授業！

愛知県弁護士会は、県下の高等学校・中学校、そして小学校にも弁護士を派遣し、法教育に関する授業に積極的に取り組んでいます。

平成24年度の出前授業（講師派遣）の実績は以下のとおり、名古屋市内の学校10校、その他の地域3校です。

愛知県弁護士会は、平成5年から西三河地域の中学校での一日社会科教室の取組を嚆矢とし、平成11年から本格的に出前授業（講師派遣）を行ってきています。言語活動の充実を図り社会参画に関する学習を重視する新学習指導要領に基づいて、平成24年度、中学校社会科公民の教科書が改訂されました。その結果、裁判員裁判を含む法教育の学習がより一層求められることになり、体験型模擬裁判の授業はもちろん、日常の問題について、生徒さんが自ら考え、意見を表明するディベート形式の授業も広く実施されるようになってきました。

平成25年度には、新学習指導要領に基づいて高等学校公民科の教科書も改訂され、今後は高等学校への出前授業も増えていくことが予想されます。愛知県弁護士会は、愛知県下の中学校・高等学校の先生方と連携して、法教育を取り入れた授業内容をより充実させるとともに、多くの学校で出前授業を体験していただきたいと考えています。

地域	学校名	対象学年・クラス数	形式(テーマ)	派遣弁護士数
昭和区	南山高校女子部	1年生(希望者約35名)	講演(職業紹介)	1名
瑞穂区	名古屋女子大学中学校	全学年合同	模擬裁判	7名
西区	名古屋市立浄心中学校	3年生・4クラス	模擬裁判	3名
守山区	名古屋市立大森中学校	3年生・6クラス	模擬裁判	7名
守山区	名古屋市立守山西中学校	3年生・4クラス	ディベート(ちがいのちがい)	5名
北区	名古屋市立宮前小学校	6年生・2クラス	ディベート(表現の自由とプライバシー)	6名
中川区	名古屋市立一柳中学校	3年生・4クラス	ディベート(ちがいのちがい)	7名
緑区	名古屋市立滝ノ水中学校	2年生(希望者約60名)	講演(職業紹介)	2名
港区	名古屋市立当知中学校	3年生・4クラス	ディベート(裁判員制度の存続の是非)	4名
千種区	名古屋市立城山中学校	3年生・5クラス	ディベート(死刑制度の是非)	5名
丹羽郡	愛知県立丹羽高等学校	1年生(希望者約20名)	講演(職業紹介)	1名
瀬戸市	聖カピタニオ女子高等学校	P T A(約30名)	模擬裁判	5名
豊川市	豊川市立音羽中学校	3年生・3クラス	ディベート(少年事件と実名報道)	5名

出前授業のご紹介



～「ちがいのちがい」を考える授業を2校で実施しました！～

公民の教科書（東京書籍）の「人権と日本国憲法」という単元の冒頭部分に載っているカードを題材にして、それらの「ちがい」が「あってよいちがい」なのか、「あってはいけないちがい」なのかを、生徒さん達に考えてもらうため、異なる2つの方法で授業を行いました。守山西中学校では、生徒さん達に議論をしてもらい、弁護士は、議論の司会やサポートを行いました。一柳中学校では、生徒さん達にグループ毎に議論をしてもらった後、弁護士同士が生徒さん達の前で討論を行いました。

* 守山西中学校での授業 *

平成24年10月、守山西中学校（3年生4クラス）に出前授業に行ってきました。

我々弁護士は、議論の際、司会や「あってよいちがい」派弁護士、「あってはいけないちがい」派弁護士を担当し、生徒さん達の議論のサポートをしたり、ときには、揺さぶりをかける発言を投げかけたりしました。

生徒さん達からは鋭い意見が出され、活発な議論が展開されました。また、異なる立場の意見を聞き、議論の前とは異なる結論に至った生徒さんも多数見受けられました。

授業後のアンケートでは、「自分の意見を主張するのも大事ですが、他の人の意見を聞くのも大事だなとあらためて思いました。」といった感想も多く、この授業を通して、少しでも生徒さん達の役に立てたことがとても嬉しく感じました。（弁護士 細溝耕太郎）

守山西中学校で行われた出前授業の概要

分	学習内容	弁護士の関わり等
10	・日常生活の中にある「あってよいちがい」と「あってはいけないちがい」について考えるため、2枚のカードの提示。 ・それぞれのカードについて、「あってよいちがい」なのか「あってはいけないちがい」なのかを考えさせる。	・机間巡視して、困っている生徒を中心にアドバイスをしたり、生徒の質問に対して弁護士の視点からアドバイスする。
	2枚のカード 「女性専用車両はあるが、男性専用車両はない。」 「D町の町営バスは、中学生は有料だが、65歳以上の人は無料で乗れる。」	
20	【ここで弁護士に司会交代】 ・2枚のカードについて、生徒が考えた結果を述べさせる。 ・その結果にした理由を述べさせる。	・3人の弁護士が、それぞれ司会、「あってよいちがい」派弁護士、「あってはいけないちがい」派弁護士を担当し、生徒達の議論のサポートをする。ときには、上手く揺さぶりをかける発言を投げかける。
5	【弁護士による司会はここまで】 ・議論を踏まえて、改めて、各カードに対する自分の結論を考えさせる。	・異なる立場の意見に耳を傾けることの重要性について気付かせる。
10	・「あってよいちがい」と「あってはいけないちがい」に分別した基準を考えさせる。	・討論を通じて、基本的人権の考え方について気づきかけを与える。
5	・弁護士から、今日の授業のまとめ・感想を述べる。	



* 一柳中学校での授業 *

平成24年10月、一柳中学校（3年生4クラス）に出前授業に行ってきました。

「女性専用車両に賛成か、反対か」「男性専用車両をつくることに賛成か、反対か」というテーマについて、まず生徒さん達にグループ毎に議論をもらい（弁護士はサポート役として関与）、その後、弁護士3名がそれぞれ異なる立場（現状維持、専用車両廃止、男性専用車両新設）に分かれて生徒さん達の前で討論しました。弁護士による討論は、生徒さん達に大きなインパクトを与えたようであり、弁護士が、生徒さん達のサポート役にとどまらない関与ができました。

後日、通常授業の中で、別のテーマで「あってよいちがい」か「あってはいけないちがい」かの議論が行われた際、生徒さん達が自発的に意見をとりまとめるなど、大きな成長が感じられたと先生からご報告があり、出前授業の効果が得られたことを大変嬉しく思いました。

現在、今回の出前授業をもとに、より利用しやすい授業へと改訂をしていきますので、今後、多くの学校で利用していただけることを願っています。（弁護士 林秀明）

～ 東三河でも出前授業を行っています！ ～

* 音羽中学校の授業 *

平成24年10月2日、豊川市立音羽中学校（3年生3クラス）へ弁護士5名で出前授業へ行ってきました。

「少年事件における実名報道」をテーマに、生徒さん達に賛成派、反対派、ジャッジの3グループに分かれてディベートを行ってもらい、弁護士はそれぞれのサポート役を務めました。

賛成派の生徒さんは、どうして実名報道が必要とされるのかを「表現の自由・報道の自由」から説得的に説明できるよう工夫を凝らし、反対派の生徒さんは、身近な人が実名報道された場合を想定して、少年に及ぼす不利益を具体的に考えてくれました。ジャッジの生徒さんは、賛成派と反対派のディベートを聞いた後、どちらがより説得的であったかを冷静に判定することができました。

最初は、少し緊張気味であった生徒さん達も、作戦タイムの中で、サポート役の弁護士からアドバイスをもらったり後押しを受けたことで、次第に積極的に意見を述べるできるようになり、活発なディベートとなりました。

今後、東三河地域でも法教育の活動を盛り上げていきたいと思います。

(弁護士 犬飼裕行)



......*...*...*

......*...*...*

〈コラム〉

法教育の醍醐味

弁護士 魚住直人

私は、平成11年度から主に中学校へ講師として出向している。自分の子が中学生になり家庭での会話が減った今でも、教室で中学生と議論するのは楽しい。

教室に入ると、最初は珍獣を見るかのような目で我々を見ている。それは彼らの好奇心の表れである。これを逃す手はない。弁護士という「議論のプロ」(?)との議論を彼らは楽しみにしている。気軽に「こんにちは」と声を掛ければ、ほぼ100%返事が帰ってくる。一度会話が成立すれば、彼らは慣れる。積極的に自分の意見を伝えようと努力を始めてくれる。

遠慮して発言を躊躇している生徒には「どんな意見も間違った意見はない」ことを伝える。正解のない問題をテーマとするからこそ甲論乙駁の議論になるのである。この際、我々が気をつけるべきは、どんな意見でも否定しないことである。彼ら在必死に考えて自分の言葉で主張した意見を、外部から来た我々が否定したら、彼らは一気に自信を失って貝のように口を閉ざしてしまう。「おもしろい意見だね」「ちょっと違った視点からの意見が出たね」「これは反論が難しいかな」と賞めれば、どんどん意見が出てくるようになる。気がつけば、弁護士そっこのけで生徒間の議論が活発になっている。

我々は、生徒に弁護士の意見を押しつけに行くのではない。彼らに与えられたテーマに対する自分の意見を発表する勇気を、少しだけ後押しするにすぎない。珍獣を見た興奮からそれが可能になるのではないかと考えている。それでも、授業後に担当教員から「あの生徒があんなに自分の意見を言うとは思わなかった」「いつもよりクラスに活気があった」などのお言葉をいただくと、バンザイしたくなる。だから、学校へ行くのはやめられない。



名古屋市城山中学校での出前授業の様子

今年もやります!!

「愛知県弁護士会 中高生のためのサマースクール 2013」

1 今年も開催決定！

法教育ニュースをご覧のみなさま、今年も、愛知県弁護士会「サマースクール」の開催が、以下のとおり、決定しました！！

日程；8月6日（火）、7日（水）

場所；名古屋市市政資料館、ウィルあいち

（会場は愛知県弁護士会館ではありませんので、ご注意下さい。

詳しい日時、会場及び申込方法等は、5月中旬から、愛知県弁護士会ホームページ等で順次お知らせします）。



市政資料館(昔の裁判所です)

2 今年は検察庁見学もあります！

今年は、なんと、新企画！「名古屋地方検察庁見学ツアー」も行います！！検察庁ってどんなところ？検察官ってどんな仕事をしているの？中高生にとってはおそらく未知の世界であろう検察庁に、弁護士と一緒に見学に行くことができます。もちろん、実際の検察官とお話することもできます。大人気企画になること間違いなしですので、ぜひぜひお早めにお申し込み下さい！

3 あの大好評企画ももちろん健在！

毎年お馴染みの企画、①中高生と弁護士が本気でディベート！「**弁護士に挑戦!**」、②罪を犯した少年の裁判を、裁判官・検察官・弁護人役の中高生に行ってもらう「**ティーン・コート**」、③楽しくクイズに挑むことで法律や裁判に親しんでもらう「**クイズ選手権**」、④弁護士の熱演による模擬裁判を見た上で、中高生の評議により判決を考えてもらう「**刑事模擬裁判**」は、もちろん今年も健在です！（各企画の詳細は、ホームページ・法教育ニュース第1号をご覧ください。）

4 今年もみなさんの笑顔に会いたくて！

愛知県弁護士会「サマースクール」も、今年で11年目を迎えます。これまでに、延べ2000人を超える中高生が、この「サマースクール」に「入学」してくれました。

これまで参加してくれた「在校生」はもちろん、新たな「新入生」が一人でも多く、この「サマースクール」に入学してくれることを心より願っております。

総勢100名以上の弁護士が、今年も多くの中高生の笑顔に会えることを楽しみにしています！！

出前授業を、皆さんの学校でもやってみませんか？

ご希望に応じた授業を検討します。弁護士と一緒に、新しい授業を作りましょう♪
新学習指導要領を踏まえた授業プランもあります。お気軽にご相談ください。

お問合せ・お申込みは **愛知県弁護士会 人権法制係** まで
(TEL 052-203-4410/FAX 052-204-1690)

※ 折り返し、担当の弁護士より、ご連絡させていただきます。

※ 愛知県弁護士会HPの法教育活動のページもご覧ください。

<http://www.aiben.jp/page/frombars/katudou/houkyouiku.html>

このホームページから学校講師派遣の申込書をダウンロードできます。

